

転入の手続きについて

1. 七林小学校へ転入することが決まりましたら、まずは学校へご連絡ください。

その際、以下について聞き取りをさせていただきます。

児童氏名、学年、生年月日、性別、保護者氏名、連絡先、現在通っている学校名、現住所、転居後の住所、転居予定日、来校日、食物アレルギーの有無など。

2. 船橋市役所または出張所等で住民票の異動手続きをしてください。同時にお子様の「転入学通知書」を発行してもらってください。

住民票の異動手続きをする際に、転入前の学校より発行された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」（船橋市外からの転入のみ）を提示し、「転入学通知書」の交付を受けてください。

3. 七林小学校にお越しください。

- (1) 「在学証明書」… 転入前の学校が発行したもの
- (2) 「教科用図書給与証明書」… 転入前の学校が発行したもの
- (3) 「転入学通知書」… 船橋市発行のもの

受付窓口にてお声をかけていただき、上記書類をご提出ください。

4. 転入関係資料を一式封筒に入れてお渡しします。

提出書類および配布物がございます。提出書類は保護者様が必要事項をご記入の上、後日担任または事務室へ提出をお願いします。

事前に必要な場合は郵送いたしますのでお申し出ください。

その他

・教科書の支給について

転入前の学校で使っている教科書は処分しないでください。転入前の学校で使用していたものと異なる教科書のみ支給されます（複数年にわたり使用する教科書もあります）。

お手元に届くまで、1週間程度かかることもあります。

・体操服、校帽等

下記のお店で販売しています。今まで使用しているものがあれば、そのまま使用してかまいません。必要に応じて購入してください。名札は本校の職員室でも販売しています。

「スクールショップもりたや」（船橋市薬円台 2-2-3 電話番号 047-466-3654）